

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



50歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

軽減税率の準備をしよう

2019年10月スタート

こんにちは、高橋学です。早いもので師走。来年のことを言うと鬼が笑うと言いますが、今年最後の本コラムは、軽減税率についてお話しします。2019年10月に消費税率が10%に引き上げられますが、同時に飲食料品などの税率が8%に据え置かれる軽減税率制度がスタートし、消費税は複数税率となります。軽減税率は消費者だけでなく、全ての事業者に関係する問題ですが、準備があまり進んでいない企業が多いようです。後で慌てないために、準備のポイントをつかんでおきましょう。

まずは復習です。図表1、2に軽減税率の「対象品目」と「具体例」を示しました。軽減税率の対象になるのは、酒類・外食を除く飲食料品と新聞ですが、少し注意が必要なのが、同じ飲食料品でも外食店やフードコート内での飲食は対象外(税率10%)であるのに対し、テイクアウトによる飲食は対象(税率8%)となるなど、やや細かい規定があること。対象品目をしっかり理解することが、軽減税率に備える第一歩です。

全ての事業者に関係がある

ではどんな事業者が、準備が必要になるのでしょうか。最も大きな影響が見込まれるのが、飲食料品の取扱い(販売)がある小売店などの事業者です。税率ごとの商品管理やレジの整備はもちろん、税率ごとの区分を追加した区分記載請求書等(図表3参照)を交付する必要が出てくるのに加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)も税率ごとに区分して帳簿に記載しなくてはならないため、受発注システムの改修等が必要になる企業も少なくないでしょう(免税事業者の方も、課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります)。

「当社は飲食料品の取扱いはないので、軽減税率とは無関係」と思う人もいるかもしれませんが、それは誤りです。仕入れや経費に対象品目があれば、取引ごとの税率により区分経理を行うなどの対応が必要です。国税庁の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」には、補助金の案内をはじめ、軽減税率に関する様々な情報が掲載されています。年末にご覧になることをおすすめします。 **M**

■ 図表1 軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品	酒類・外食を除く飲食料品
新聞	週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

■ 図表2 軽減税率の対象になるもの・ならないもの(例)

なるもの(8%)	ならないもの(10%)
飲食料品	酒類、医薬品
外食店でのテイクアウト	外食店やフードコート内での飲食
持ち帰り用の弁当	コンビニでのイトイン
定期購読の新聞(週2回以上発行)	販売りの新聞

■ 図表3 区分記載請求書等の記載例

A **B** の記載が必要

請求書		
〇〇御中		××年〇月〇日
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計	B	131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象 A		株式会社△△

A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)を記載

(出所)国税庁の資料をもとに当社作成